令　和　５　年　度

|  |
| --- |
| （特 別 支 援 学 校 教 育） |

**令和５年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）実施要項**

**１　目　的**

特別支援学校の教職員，小・中学校等の特別支援教育担当教職員及びこれからこれらの教育に携わろうとする教職員に特別支援学校教諭の普通免許状（一種・二種）を取得させ，現職教職員の資質向上を図ることを目的とする。

**２　主　催**

　　広島県教育委員会

　　広島市教育委員会

**３　開設科目，定員及び期間**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得対象免許状（領域） | 免許法施行規則に定める科目区分等 | 開設する科目等 | 定員(名) | 期　間 |
| 科　目 | 各科目に含める必要事項 | 科　目 | 中心となる領域 |
| 含む領域 |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状 | （第１欄）特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 特別支援教育の基礎理論（R５） |  | 350 | ８月４日(金)・８月17日(木) |
|  |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状（視覚障害者） | （第2欄）特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 視覚障害者の教育課程及び指導法（R５） | 視覚障害者 | 120 | 7月26日(水)・8月７日(月) |
|  |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状（聴覚障害者） | （第2欄）特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 | 聴覚障害者の心理，生理及び病理（R５） | 聴覚障害者 | 140 | 7月31日(月)・８月8日(火) |
|  |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状（知的障害者） | （第2欄）特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 | 知的障害者の心理，生理及び病理（R５） | 知的障害者 | 350 | ８月２日(水)～８月３日(木) |
|  |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状（知的障害者） | （第2欄）特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 知的障害者の教育課程及び指導法（R５） | 知的障害者 | 350 | ８月9日(水)～８月10日(木) |
|  |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状（肢体不自由者） | （第2欄）特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 肢体不自由者の教育課程及び指導法（R５） | 肢体不自由者 | 240 | ８月21日(月)～８月22日(火) |
|  |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状（病弱者） | （第2欄）特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 病弱者の教育課程及び指導法（R５） | 病弱者 | 140 | ８月1日(火)・８月23日(水) |
| 　　 |
| 特別支援学校教諭一種・二種免許状（視覚障害者）（聴覚障害者）（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者） | （第３欄）免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 重複・発達障害等の心理と指導法（R５） | 重複・LD等領域 | 350 | 7月24日(月)　　　・7月２８日(金) |
| 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者 |

**４　実施方法**

Zoomを使用したオンライン講義

**５　日　程**

|  |  |
| --- | --- |
| 時　間 |  9:15 9:30 　 11:00　 11:15 　 12:45　 13:45 　 15:15 　15:30 17:00 |
| 第 １ 日 |  | ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ | 講 義 １ | 休 憩 | 講 義 ２ | 昼 食 | 講 義 ３ | 休 憩 | 講 義 ４ |  |
| 第 ２ 日 |  | 講 義 ５ | 休 憩 | 講 義 ６ | 昼 食 | 講 義 ７ | 休 憩 | 講 義 ８ |  |
| 講習最終日 | 試験又はレポート |

* 第３欄「重複・発達障害等の心理と指導法（Ｒ５）」のみ，第１日目と第２日目のそれぞれで

試験又はレポートを行います。

**６　講　師**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 講　　師 | 所　　　属　　　職　　名 |
| 特別支援教育の基礎理論（Ｒ５） | 佐藤　愼二 | 植草学園短期大学こども未来学科特別教授 |
| 視覚障害者の教育課程及び指導法（Ｒ５） | 森　まゆ | 広島大学大学院人間社会科学研究科　講師 |
| 聴覚障害者の心理，生理及び病理（Ｒ５） | 林田　真志 | 広島大学大学院人間社会科学研究科　准教授 |
| 知的障害者の心理，生理及び病理（Ｒ５） | 若松　昭彦 | 広島大学大学院人間社会科学研究科　教授 |
| 知的障害者の教育課程及び指導法（Ｒ５） | 竹林地　毅 | 広島都市学園大学子ども教育学部　教授 |
| 肢体不自由者の教育課程及び指導法（Ｒ５） | 船橋　篤彦 | 広島大学大学院人間社会科学研究科　准教授 |
| 病弱者の教育課程及び指導法（Ｒ５） | 滝川　国芳 | 京都女子大学発達教育学部教授 |
| 重複・発達障害等の心理と指導法（Ｒ５） | 川合　紀宗 | 広島大学ダイバーシティ＆インクルージョン推進機構　教授 |
| 一木　薫 | 福岡教育大学教育学部教授 |

**７　受講資格**

　幼稚園，小学校，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を保有し，特別支援学校に勤務する教職員，小・中学校等の特別支援教育担当教職員及びこれからこれらの教育に携わろうとする教職員のうち，特別支援学校教諭普通免許状（一種・二種）の取得を希望する者とする。

ただし，次に該当する者は受講を認めない。

1. 広島県外に勤務する教職員

②　受講申込時及び受講時において，長期研修等派遣中の者，産休，育休，病休及び休職等により学校に勤務していない者

**８　単位の認定方法及び免許状の取得**

（１）各科目とも，当該単位の課程として定められた授業時間の５分の４以上出席し，試験又はレポート等による成績審査に合格した者に１単位を授与する。

（２）二種免許状取得には，小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の普通免許状取得後，教員（助教諭を含む。）としての在職年数３年以上が必要であり，かつ，教育職員免許法施行規則第７条に定める第１欄，第３欄に掲げる科目をそれぞれ１単位以上及び第２欄に掲げる科目を１又は２単位以上修得し，合計６単位の修得が必要である。

（３）一種免許状取得には，二種免許状取得後，取得しようとする領域の特別支援学校の教員としての在職年数が３年以上必要であり，かつ，第2欄に掲げる科目をそれぞれ1又は2単位以上及び第3欄に掲げる科目を1単位以上修得し，合計6単位の修得が必要である。

（４）特別支援学校教諭の免許状を取得する場合の最低在職年数，「特別支援教育に関する科目」の必修科目及び最低修得単位数の一覧は次の表のとおりである。



※●…各領域の免許状を取得するための必修科目の単位

　○…どの科目の単位を取得してもよい。

※必修科目を含め，同じ領域・科目を受講して複数の単位を修得することができる。

　（例：第１欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位を異なる年度に２回修得すれば

２単位修得したこととなる。）

（５）知的障害者・肢体不自由者・病弱者の特別支援教育領域について

ア　平成19年度から平成22年度まで「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を含む科目としていたが，平成23年度からは「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」を別々に開設することとしている。

イ　「心理等に関する科目」又は「教育課程等に関する科目」どちらか一方のみの単位を修得しただけでは，当該特別支援教育領域を定めた免許状を取得することはできません。

【例①】平成23年度開設科目「知的障害者の理解と支援」の単位を修得した場合

　　　　知的の領域を定めた免許状を取得するためには，平成24年度開設科目「知的障害の

教育課程と授業法」を修得する必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開設年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 科目名 | 知的障害者の理解と支援 | 知的障害教育の教育課程と授業法 |
| 各科目に含める必要事項 | 心理等に関する科目 |  |
|  | 教育課程等に関する科目 |

ウ　「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を含む単位を修得している場合は，当該領域の「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の両方を１単位で修得したことになります。なお，２単位修得したことにはなりませんので注意してください。

【例②】平成22年度開設科目「知的障害者教育概論」の単位を修得している場合

　　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　　知的の領域の「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の両方を１単位で

修得したことになる。

|  |  |
| --- | --- |
| 開設年度 | 平成22年度 |
| 科目名 | 知的障害者教育概論 |
| 各科目に含める必要事項 | 心理等に関する科目 |
| 教育課程等に関する科目 |

**９　受講申込み**

 　 受講申込みは，次の事項を了解した上で（１），（２）又は（３）により行うこと。

〇　受講者は，インターネット接続環境を準備すること（インターネット接続費用は受講者負担。

　容量無制限の環境を推奨）。

〇　受講者は，スピーカー及びカメラ付きのパソコン又はタブレット端末を各自すること。

　カメラ付きのパソコンでない場合は，外付けカメラ等を準備すること。

　（スマートフォンでの受講は認めない。）

〇　受講者は，Zoomへの接続テストを実施し，接続テスト内で「デバイスは正常に動作していま

す！」と表示される環境を準備すること。

　URL：<https://zoom.us/test>

〇　受講者は，講義について，録音・録画を絶対に行わないこと。

（１）広島県内の市町立学校に勤務している場合

　　受講希望者は，申込書様式の「令和５年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上，校長に提出し，校長の承認を受けること。

　　　校長は，申込書を取りまとめて所管の市町教育委員会に提出すること。

市町教育委員会は，各学校から提出された申込書を取りまとめるとともに，別紙「令和５年度免許法認定講習受講申込一覧（以下「認定講習受講申込一覧」という。）」を作成し，申込書とあわせて　広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ令和５年５月30日（火）（必着）までにメールで提出すること。

なお，認定講習受講申込一覧については，名字と名前の間に全角スペースを挿入して入力し，パスワードを設定すること。

（提出先　tokushikyouiku@pref.hiroshima.lg.jp）

（２）広島県立学校に勤務している場合

　　　受講希望者は，申込書に必要事項を記入の上，校長に提出し，校長の承認を受けること。

　　　校長は，申込書を取りまとめ，認定講習受講申込一覧を作成し，申込書とあわせて広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ令和５年５月30日（火）（必着）までにメールで提出すること。

なお，認定講習受講申込一覧については，名字と名前の間に全角スペースを挿入して入力し，パスワードを設定すること。

（提出先　tokushikyouiku@pref.hiroshima.lg.jp）

（３）広島県内の公立学校以外の学校に勤務している場合

受講希望者は，申込書に必要事項を記入し，校長の承認を受け広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ令和５年５月30日（火）（必着）までにメールで提出すること。

（提出先　tokushikyouiku@pref.hiroshima.lg.jp）

**10　　受講者の決定**

（１）定員を超えた場合は受講を許可しないことがある。

（２）受講の許可に当たっては，広島県立特別支援学校教諭で当該領域の二種免許状未取得者を優先する。

（３）受講の可否の通知は，広島県内の市町立学校に勤務している者に対しては，所管の市町教育委員会を通じて行う。広島県立学校に勤務している者又は広島県内の公立学校以外の学校に勤務している者に対しては，校長を通じて行う。

**１１　その他**

（１）教育職員で，その有する相当の免許状が二種免許状である者は，一種免許状の取得に努めること。

（２）受講希望者は，できるだけ複数の科目を申し込むなど，計画的かつ集中的に単位を修得すること。

（３）受講申込みから受講決定までに，やむを得ない事情で受講できないことが明らかになった場合，広島県内の市町立学校に勤務している者にあっては，校長を通じて速やかに所管の市町教育委員会に連絡し，市町教育委員会は速やかに広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ連絡すること。広島県立学校又は広島県内の公立学校以外の学校に勤務している者にあっては，校長を通じて速やかに広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ連絡すること。

（４）受講決定後に欠席することが明らかになった場合は，市町立学校に勤務する者にあっては所管の市町教育委員会を通じて，また，県立学校に勤務する者にあっては校長を通じて，別紙様式による「令和５年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）受講辞退届」を広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ提出すること。

（５）受講当日に欠席する場合又は受講ができない場合は，広島県内の市町立学校に勤務している者にあっては，校長を通じて速やかに所管の市町教育委員会に連絡し，市町教育委員会は速やかに広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ連絡すること。広島県立学校又は広島県内の公立学校以外の学校に勤務している者にあっては，校長を通じて速やかに広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課へ連絡すること。

（６）公立学校に勤務する受講希望者は，教育公務員特例法第22条第２項の規定による研修として職務専念義務の免除の承認を受けようとするときは，各自で手続を行うこと。

（７）広島県内の学校に勤務する教職員で，広島県以外の中国・四国地方の認定講習の受講を希望する者は，各県ごとに申込みの締切り日等が異なることに留意し，申込みを希望する県の教育委員会に問い合わせること。

**１２　問合せ先**

（１）認定講習の実施に関すること

　　　広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課管理係　℡（082） 513 – 4981

（２）免許状申請に関すること

　　　広島県教育委員会事務局管理部教職員課企画調整係　℡（082） 513 – 4921

　　　なお，免許状申請に関しては広島県教育委員会の次のホームページも参照すること。

　　【教員としての在職年数を利用して特別支援学校教諭の免許状を取得する】

　　　<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/04file/04file-menkyo-beppyou7.html>







【辞退届様式】

**令和５年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）**

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　５　年　　月　　日　広島県教育委員会事務局　学びの変革推進部特別支援教育課長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　印　１　受講科目名（　　　　　　　　　　　　　　）　受講許可番号（　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　欠席期間　　　　令和　５　年　　月　　日 　， 令和　５　年　　月　　日　３　辞退理由 |
| 　　　上記のとおり相違ありません。　　　　令和　５　年　　月　　日　　　　　　所属校・校長氏名　　　　　　　　　　　　　　　　職印 |







